第九条　法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　［略］

ホ　［略］

二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

三　［略］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る前号ロ及びハに掲げる情報

五　児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第三号ロ及びハに掲げる情報

第九条　法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

ロ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

三　［同上］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る前号ロ及びハに掲げる情報

［号を加える。］

第十条　法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第十条　法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

［号の細分を加える。］

イ　市町村民税に関する情報

ロ　住民票に記載された住民票関係情報

［号の細分を加える。］

二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　市町村民税に関する情報

ロ　住民票に記載された住民票関係情報